

## 第2章 県における水防組織

### 第1節 県の水防組織

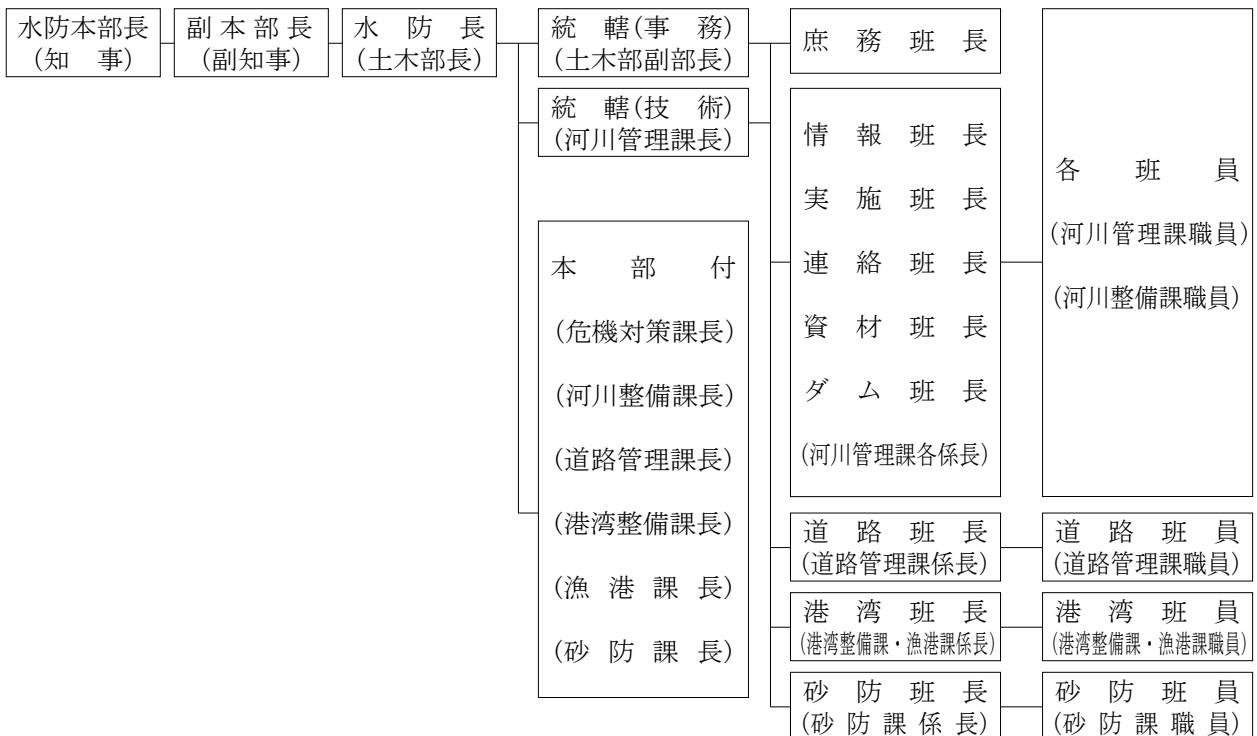
県は、土木部河川管理課に新潟県水防本部（以下「水防本部」という。）を、各地域振興局に水防支部（以下「支部」という。）をそれぞれ設置し、いずれも次の組織により水防事務を処理する。

但し、道路・港湾・砂防の各班については、必要に応じて設けるものとする。なお、水防本部は、新潟県災害対策本部が設置された場合は、同本部に統合されるものとする。

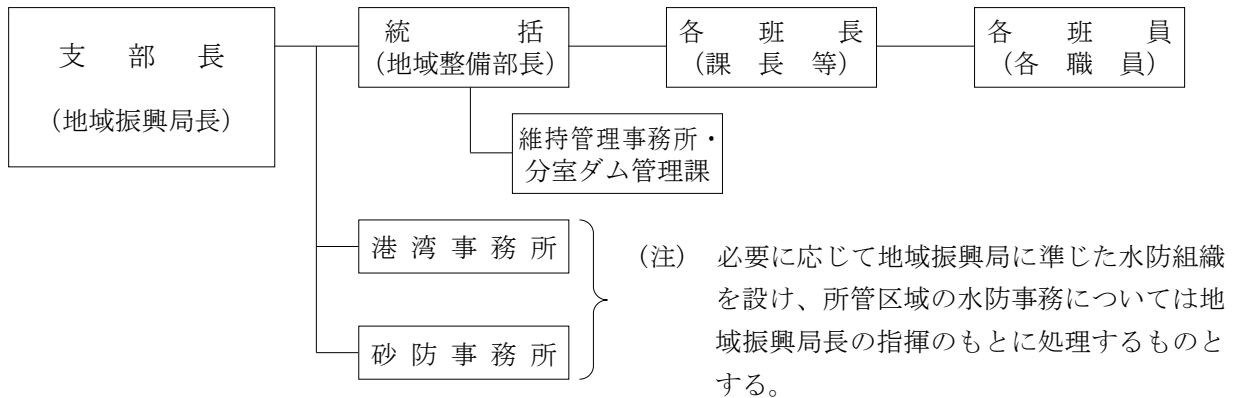
統 轄	—	庶務班	庶務全般
	—	情報班	気象、水象、その他被害状況の把握
	—	実施班	氾濫情報（注意・警戒・危険・発生）、水防警報、水防情報提供
	—	連絡班	関係機関との連絡
	—	資材班	水防資材の調達輸送
	—	ダム班	洪水調節に関する事項
	—	道路班	交通規制、道路管理に関する事項
	—	港湾班	港湾、漁港区域の水防に関する事項
	—	砂防班	砂防区域の水防に関する事項

### 第2節 水防本部および支部の構成

1 水防本部の構成は、次図のとおりとする。



2 支部の構成は、次のとおりとする。



### 第3節 水防態勢 (津波に対する水防態勢については第17章第1節を参照すること)

1 水防態勢は、次のとおりとする。

配備態勢	態勢構築の期間	対応態勢	態勢
第1配備態勢	洪水または高潮に関係のある気象等の警報が発表されたとき、又は河川の水位が上昇し洪水等の危険が予測されることから、これらの事態が解消されるまでの間	土木部 河川管理課 各地域振興局	水防当番を配置し情報連絡できる態勢
第2配備態勢	洪水等の恐れがあると認められ、水防本部長又は支部長が必要と認めて指令したときからその危険が解消するまでの間	水防本部及び支部を設置	水防事務を円滑に遂行できる態勢
第3配備態勢	気象等の特別警報が発表されるなど、すでに相当の被害が発生し、重大な災害の恐れがある場合及び災害対策本部が設置されたとき	水防本部及び支部または災害対策本部及び支部	水防本部ならびに支部にかかる機関の職員全員で水防対策に当たる



## 第5節 指定水防管理団体

### 1 水防計画

指定水防管理団体は、県の水防計画に応じて毎年出水期までに水防計画を定め、毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときはこれを変更し、知事に協議しなければならない。

なお、協議した水防計画は、すみやかに関係機関に周知しておくものとする。

また水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表しなければならない。

### 2 水防訓練

指定水防管理団体は、毎年出水期に1回以上の水防訓練を行うものとする。非指定の水防管理団体においても、指定水防管理団体に準じて水防訓練を実施するよう努めるものとする。

### 3 指定水防管理団体

法第4条の規定により指定する指定水防管理団体は次の29団体である。

指定水防管理団体	所在地	摘要
長岡市	長岡市大手通1-4-10	昭和27年度指定
柏崎市	柏崎市日石町2-1	〃
湯沢町	南魚沼郡湯沢町大字神立300	〃
十日町市	十日町市千歳町3丁目3	昭和30年度指定
五泉市	五泉市太田1094-1	〃
上越市	上越市木田1丁目1-3	〃
糸魚川市	糸魚川市一の宮1丁目2-5	〃
小千谷市	小千谷市城内2丁目7-5	〃
村上市	村上市三之町1-1	昭和55年度指定
関川村	岩船郡関川村大字下関912	〃
新発田市	新発田市中央町3丁目3-3	〃
新潟市	新潟市中央区学校町通り1番町602-1	〃
燕市	燕市吉田西太田1934番地	〃
弥彦村	西蒲原郡弥彦村大字矢作402	〃
三条市	三条市旭町2丁目3-1	〃
加茂市	加茂市幸町2丁目3-5	〃
田上町	南蒲原郡田上町大字原ヶ崎新田3070	〃
出雲崎町	三島郡出雲崎町大字川西140	昭和58年度指定
刈羽村	刈羽郡刈羽村大字割町新田215-1	〃
津南町	中魚沼郡津南町大字下船渡戊585	〃
聖籠町	北蒲原郡聖籠町大字諏訪山1635-4	昭和63年度指定
佐渡市	佐渡市千種232	平成16年度指定
阿賀野市	阿賀野市岡山町10-15	〃
阿賀町	東蒲原郡阿賀町津川580	平成18年度指定
魚沼市	魚沼市小出島910	〃
南魚沼市	南魚沼市六日町180-1	〃
妙高市	妙高市栄町5-1	〃
胎内市	胎内市新和町2-10	〃
見附市	見附市昭和町2-1-1	平成23年度指定

(29団体)